

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令  
 第一号様式



【表紙】

【提出書類】

大量保有報告書

【根拠条文】

法第27条の23 第1項

【提出先】

関東財務局長 殿

【氏名又は名称】

弁護士 中村 さおり



東京都千代田区丸の内一丁目1番3号 AIGビル11階

【住所又は本店所在地】

伊藤見富法律事務所

【報告義務発生日】

平成18年11月16日

【提出日】

平成18年11月22日

【提出者及び共同保有者の総数(名)】

2名

【提出形態】

連名

第1 【発行会社に関する事項】

発行会社の名称	株式会社ジャレコ・ホールディング
会社コード	7954
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	ジャスダック
本店所在地	東京都港区赤坂八丁目5番26号

第2 【提出者に関する事項】

1 【提出者（大量保有者）／1】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（リミテッド・パートナーシップ）
氏名又は名称	エリオット・インターナショナル・エルピー (Elliott International, L.P.)
住所又は本店所在地	英国領ウエスト・インディーズ、ケイマン諸島、ジョージ・タウン、サウス・チャーチ・ストリート、ウグランド・ハウス、私書箱309、メイプルズ・アンド・カルダー一気付 (c/o Maples & Calder, P.O. Box 309, Ugland House, South Church Street, George Town, Cayman Islands, British West Indies)
旧氏名又は名称	—
旧住所又は本店所在地	—

②【個人の場合】

該当事項はありません。

③【法人の場合】

設立年月日	1994年11月25日
代表者氏名	エリオット・グリーンバーグ (Elliot Greenberg)
代表者役職	ジェネラル・パートナー副社長
事業内容	証券取引業

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内一丁目1番3号 AIGビル11階 伊藤見富法律事務所 弁護士 中村 さおり
電話番号	03-3214-6522

(2)【保有目的】

純投資。提出者は、通常の証券取引業務を行う過程で発行会社の当該株券を取得した。提出者は、発行会社の株式を今後追加で取得し、または現在保有しもしくは今後取得することのある株式の全部または一部を処分する場合がある。

(3)【上記提出者の保有株券等の内訳】

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項 本文	法第27条の23第3項 第1号	法第27条の23第3項 第2号
株券(株)	9,059,354	0	0
新株予約権証券(株)	A 0	—	F 0
新株予約権付社債券(株)	B 0	—	G 0
対象有価証券バックラント	C 0	0	H 0
株券預託証券	0	0	0
株券関連預託証券	D 0	0	I 0
対象有価証券償還社債	E 0	0	J 0
合計(株)	K 9,059,354	L 0	M 0
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N 0株		
保有株券等の数(総数) (K+L+M-N)	O 9,059,354株		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P 0株		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年11月16日現在)	Q 139,710,269
上記提出者の株券等保有割合(%) (O/(P+Q)×100)	6.48
直前の報告書に記載された株券等 保有割合(%)	

(4)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成18年11月16日	株券(普通株式)	9,059,354株	取得	68円

(5)【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

サンドリンガム・ファンド・エスピーシー・リミテッドとの契約に従い、一定の場合を除き、平成18年11月16日から270日を経過するまでの間、当該株券の売却その他の処分が制約される。

(6)【保有株券等の取得資金】

①【取得資金の内訳】

自己資金額(R)(千円)	616,036.072
借入金額計(S)(千円)	—
その他金額計(T)(千円)	—
上記(T)の内訳	—
取得資金合計(千円) (R+S+T)	616,036.072

②【借入金の内訳】

番号	名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③【借入先の名称等】

番号	名称(支店名)	代表者氏名	所在地

2 【提出者（大量保有者）／2】

(1) 【提出者の概要】

① 【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（リミテッド・パートナーシップ）
氏名又は名称	ザ・リバプール・リミテッド・パートナーシップ (The Liverpool Limited Partnership)
住所又は本店所在地	バミューダ諸島、ハミルトン HM12、ヴィクトリア・ストリート 22、キャ ノズ・コート、アップルビー・コーポレート・サービス（バミューダ） リミテッド気付  (c/o Appleby Corporate Services (Bermuda) Ltd., Canon's Court, 22 Victoria Street, Hamilton HM12, Bermuda)
旧氏名又は名称	—
旧住所又は本店所在地	—

② 【個人の場合】

該当事項はありません。

③ 【法人の場合】

設立年月日	1989年2月13日
代表者氏名	エリオット・グリーンバーグ (Elliot Greenberg)
代表者役職	ジェネラル・パートナー副社長
事業内容	証券取引業

④ 【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区丸の内一丁目1番3号 AIGビル11階 伊藤見富法律事務所 弁護士 中村 さおり
電話番号	03-3214-6522

(2) 【保有目的】

純投資。提出者は、通常の証券取引業務を行う過程で発行会社の当該株券を取得した。提出者は、発行会社の株式を今後追加で取得し、または現在保有しもしくは今後取得することのある株式の全部または一部を処分する場合がある。

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】

① 【保有株券等の数】

	法第 27 条の 23 第 3 項 本文	法第 27 条の 23 第 3 項 第 1 号	法第 27 条の 23 第 3 項 第 2 号
株券 (株)	8, 536, 805	0	0
新株予約権証券 (株)	A 0	—	F 0
新株予約権付社債券 (株)	B 0	—	G 0
対象有価証券か <sup>ホ</sup> ードワラント	C 0	0	H 0
株券預託証券	0	0	0
株券関連預託証券	D 0	0	I 0
対象有価証券償還社債	E 0	0	J 0
合 計 (株)	K 8, 536, 805	L 0	M 0
信用取引により譲渡したこと により控除する株券等の数	N 0 株		
保有株券等の数 (総数) (K+L+M-N)	O 8, 536, 805 株		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P 0 株		

② 【株券等保有割合】

発行済株式総数 (株) (平成 18 年 11 月 16 日現在)	Q 139, 710, 269
上記提出者の株券等保有割合 (%) (O/(P+Q)×100)	6. 11
直前の報告書に記載された株券等 保有割合 (%)	

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近 60 日間の取得又は処分の状況】

年 月 日	株 券 等 の 種 類	数 量	取得又は処分の別	単価
平成 18 年 11 月 16 日	株券 (普通株式)	8, 536, 805 株	取 得	68 円

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

サンドリンガム・ファンド・エスピーシー・リミテッドとの契約に従い、一定の場合を除き、平成 18 年 11 月 21 日から 270 日を経過するまでの間、当該株券の売却その他の処分が制約される。

(6) 【保有株券等の取得資金】

① 【取得資金の内訳】

自己資金額 (R) (千円)	580,502.740
借入金額計 (S) (千円)	—
その他金額計 (T) (千円)	—
上記 (T) の内訳	—
取得資金合計 (千円) (R+S+T)	580,502.740

② 【借入金の内訳】

番号	名称 (支店名)	業種	代表者氏名	所在地	借入目的	金額(千円)
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

③ 【借入先の名称等】

番号	名称 (支店名)	代表者氏名	所在地

### 第3【共同保有者に関する事項】

該当事項なし

### 第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

#### 1【提出者及び共同保有者】

- (1) エリオット・インターナショナル・エルピー  
(Elliott International, L.P.)
- (2) ザ・リバプール・リミテッド・パートナーシップ  
(The Liverpool Limited Partnership)

#### 2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】

##### (1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項 本文	法第27条の23第3項 第1号	法第27条の23第3項 第2号
株券(株)	17,596,159	0	0
新株引受権証書(株)	A 0	—	F 0
新株予約権付社債券(株)	B 0	—	G 0
対象有価証券カバードワラント	C 0	0	H 0
株券預託証券	0	0	0
株券関連預託証券	D 0	0	I 0
対象有価証券償還社債	E 0	0	J 0
合計(株)	K 17,596,159	L 0	M 0
信用取引により譲渡したことにより 控除する株券等の数	N 0		
保有株券等の数(総数) (K+L+M-N)	O 17,596,159		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J)	P 0		

##### (2)【株券等保有割合】

発行済株式総数(株) (平成18年11月16日現在)	S 139,710,269
上記提出者の 株券等保有割合(%) (O/(P+Q)×100)	12.59
直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)	



## POWER OF ATTORNEY

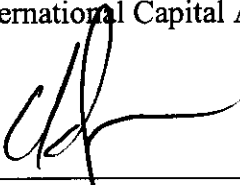
KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that Elliott International, L.P., with its registered address at c/o Maples & Calder, P.O. Box 309, Ugland House, South Church Street, George Town, Cayman Islands, British West Indies (the "Company") does hereby make, constitute and appoint each of Ms. Saori Nakamura and Ms. Kana Matsumura, attorneys-at-law of Ito & Mitomi at AIG Building, 11th Floor, 1-3, Marunouchi 1-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan, severally and not jointly, with full power of substitution and revocation, the lawful agent and attorney-in-fact of the Company, to perform each and all of the following acts for and on behalf of the Company:

1. To prepare, execute and file with the *Kanto* Local Finance Bureau the Substantial Shareholding Report (including any amendment and/or supplement thereto) under Paragraph 1 of Article 27-23 of the Securities and Exchange Law of Japan in connection with the acquisition of the shares of JALECO HOLDING LTD. (the "Issuer") by the Company and to send and submit copies of said report (including any amendment and/or supplement thereto) to the Issuer and JASDAQ Securities Exchange, Inc.; and
2. To do any and all such other acts and things as said agents and attorneys-in-fact may deem necessary or expedient with respect to the foregoing.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed by its authorized representative this   16   day of November 2006.

Elliott International, L.P.

By: Elliott International Capital Advisors Inc., as Attorney-in-Fact

By:   
\_\_\_\_\_  
Elliot Greenberg, Vice President

(和訳文)

## 委任状

英国領ウエスト・インディーズ、ケイマン諸島、ジョージ・タウン、サウス・チャーチ・ストリート、ウグランド・ハウス、私書箱309、メイプルズ・アンド・カルダー気付に登記上の住所を有するエリオット・インターナショナル・エルピー（以下「当社」という。）は、東京都千代田区丸の内一丁目1番3号AIGビル11階所在の伊藤見富法律事務所の弁護士中村さおり及び同松村佳奈の各自を、復代理人の選任権及び解任権を有する当社の代理人として任命し、当社のために以下の行為を単独で行う権限を付与する。

1. 当社による株式会社ジャレコ・ホールディング（以下「発行会社」という。）の株式の取得（以下「本件株式取得」という。）に関し、証券取引法第27条の23第1項に基づき、大量保有報告書（その変更報告書および訂正報告書を含む。）を関東財務局に提出し、かつ、かかる報告書（その変更報告書および訂正報告書を含む。）の写しを発行会社及びジャスダックに送付すること
2. 上記に関して上記代理人が必要又は適当と思料するその他一切の行為及び事項を行うこと

上記の証として、当社の権限を有する代表者は本日2006年11月16日付で本委任状に署名した。

エリオット・インターナショナル・エルピー  
代理人 エリオット・インターナショナル・キャピタル・アドバイザーズ・インク

署名： \_\_\_\_\_ [署名] \_\_\_\_\_  
副社長 エリオット・グリーンバーグ

上記正訳致しました。

平成18年11月22日

弁護士 中村 さおり



## POWER OF ATTORNEY

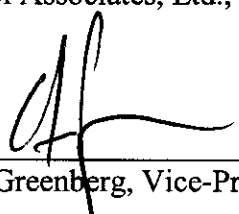
KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that The Liverpool Limited Partnership, with its registered address at Appleby Corporate Services (Bermuda) Ltd., Canon's Court, 22 Victoria Street, Hamilton HM12, Bermuda. (the "Company") does hereby make, constitute and appoint each of Ms. Saori Nakamura and Ms. Kana Matsumura, attorneys-at-law of Ito & Mitomi at AIG Building, 11th Floor, 1-3, Marunouchi 1-chome, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan, severally and not jointly, with full power of substitution and revocation, the lawful agent and attorney-in-fact of the Company, to perform each and all of the following acts for and on behalf of the Company:

1. To prepare, execute and file with the *Kanto* Local Finance Bureau the Substantial Shareholding Report (including any amendment and/or supplement thereto) under Paragraph 1 of Article 27-23 of the Securities and Exchange Law of Japan in connection with the acquisition of the shares of JALECO HOLDING LTD. (the "Issuer") by the Company and to send and submit copies of said report (including any amendment and/or supplement thereto) to the Issuer and JASDAQ Securities Exchange, Inc.; and
2. To do any and all such other acts and things as said agents and attorneys-in-fact may deem necessary or expedient with respect to the foregoing.

IN WITNESS WHEREOF, the Company has caused this Power of Attorney to be executed by its authorized representative this 16 day of November 2006.

The Liverpool Limited Partnership  
By: Liverpool Associates, Ltd., as General Partner

By: \_\_\_\_\_

  
Elliot Greenberg, Vice-President

(和訳文)

## 委 任 状

バミューダ諸島、ハミルトンHM12、ヴィクトリア・ストリート22、キャノンズ・コート、アップルビー・コーポレート・サービス（バミューダ）リミテッド気付に登記上の住所を有するザ・リバプール・リミテッド・パートナーシップ（以下「当社」という。）は、東京都千代田区丸の内一丁目1番3号AIGビル11階所在の伊藤見富法律事務所の弁護士中村さおり及び同 松村佳奈の各自を、復代理人の選任権及び解任権を有する当社の代理人として任命し、当社のために以下の行為を単独で行う権限を付与する。

1. 当社による株式会社ジャレコ・ホールディング（以下「発行会社」という。）の株式の取得（以下「本件株式取得」という。）に関し、証券取引法第27条の23第1項に基づき、大量保有報告書（その変更報告書および訂正報告書を含む。）を関東財務局に提出し、かつ、かかる報告書（その変更報告書および訂正報告書を含む。）の写しを発行会社及びジャスダックに送付すること
2. 上記に関して上記代理人が必要又は適当と思料するその他一切の行為及び事項を行うこと

上記の証として、当社の権限を有する代表者は本日2006年11月16日付で本委任状に署名した。

ザ・リバプール・リミテッド・パートナーシップ  
ジェネラル・パートナー リバプール・アソシエイツ・リミテッド

署名： \_\_\_\_\_ [署名] \_\_\_\_\_  
副社長 エリオット・グリーンバーグ

上記正訳致しました。

平成18年11月22日

弁護士 中村 さおり

